

## ニセコ町森林ビジョン実行計画(素案)に対する縦覧結果

「ニセコ町森林ビジョン実行計画(素案)」について、令和6年2月27日から令和6年3月8日まで縦覧に供したところ、21件のご意見が寄せられました。

ご意見の内容(要旨)及びご意見に対する町の考え方については、次のとおりです。

番号	ページ	箇所	ご意見の内容(要旨)	ご意見に対する町の考え方	
1	全般1	全般	ニセコ町の「森林」そのものの将来の姿が全く述べられていません。ニセコ町の50年後の森林それ自体が、どのような森林であるのか?その姿を共通認識として持ったうえで、それを実現するための森林への関わり方などが定義されるべきです。	ニセコ町の50年後の森林の姿は、ニセコ町森林ビジョンで定義しており、本計画案では2ページ目にその内容を記載しております。 今後、まずは、町の森林としての可能性や森林所有者の皆様等に整備・管理の意向を確認するなど、森林整備・管理の土台を作っていきたいと考えています。	
2	全般2	全般	近年、開発により多くの森林が破壊され、景観も水保全や防災・生物多様性など様々な森林機能が失われています。森林破壊の現状についてもきちんと言及し、どのような歯止めをかけるのか、具体策を策定すべきだと思います。	森林は、その所有者が権利として、適切な手続きを踏まえて、開発が行われているものと認識しています。町としては、開発における森林のあり方については、策定中の建築ガイドラインと連携し、検討してまいります。	
3	全般3	全般	ニセコエリアの守るべき樹種についての言及がなく、一般論に終始しています。このエリア特有の樹種を外来種から守るのか、カラマツのような北海道にはなかった樹種も交えた、新たな森づくりを行うのか? そういう議論を行うべきだと思います。	本計画の基本方針5(2)でお示している「森林づくりに関する会議」を定期的に開催し、ビジョン実現に向けた取組内容の確認や改善を行うこととしています。	
4	全般	全般	森林ビジョンでは、『森林づくり町民会議』を設立・運営すると記載があるが、ビジョンが示す森林づくり町民会議は、未だに実施されていない。 ビジョン実行計画策定の前提としての、議論が不十分である。	本計画の基本方針5(2)でお示している「森林づくりに関する会議」を定期的に開催し、ビジョン実現に向けた取組内容の確認や改善を行うこととしています。 なお、実行計画策定に当たっては、町民講座を2回開催し、町民の皆様からご意見を聞き、意見交換しました。	
5	全般	全般	ビジョンの実行計画策定にあたり行なった会議の議事録を公開し、どのように会議での意見が反映されたのかがわかるように広く共有してほしい。 実行計画策定までの間で行っている町民講座での内容や資料、及び町民からの意見、意見をどのように反映したのか、町民の理解が深まるように広く共有してほしい。	今後、公開を予定しております。	
6	全般	全般	ニセコ町の脱炭素アクションプランと比べると実行計画とビジョンの達成のための取組効果と実施する内容の具体性が見劣りする。	今後の具体策の実行については、本計画の基本方針5(2)でお示している「森林づくりに関する会議」を定期的に開催し、ビジョン実現に向けた取組内容の確認や改善を行うこととしています。	
7	P3	第1章 ニセコ町森林ビジョン実行計画とは 5. 5年後の目指す姿	「森林のあるべき姿は、社会情勢により変化する。」とありますが、森林への関わり方は変化しても、自然そのものを人間の都合でコントロールしようという発想自体が間違っていると思います。	森林のすべてが社会情勢によって変化するとは考えていませんが、管理・整備を進めていくにあたって、経済性の観点など社会情勢などを考慮すると、変化は十分に考え得ることだと思っています。 文中は、「森林のあるべき姿や関わり方は、社会情勢により変化する」と修正します。	
8	P10-12	第2章 森林の現状とこれまでの取組・課題 1. ニセコ町の森林を取り巻く状況	(10) 森林整備計画マップ	森林整備計画マップは森林の区域のゾーニングとその場所について説明がありました。その際に、保健文化機能等維持林・水資源保存ゾーン・生物多様性ゾーンの区分を分ける指標が未掲載となっております。どのような指標で区分けを行っているか、本計画に盛り込んでいただきたいです。	今回掲載しました森林整備計画マップは、ニセコ町森林整備計画から引用しており、同計画では、国や道の計画における考え方を参考とし、森林のさまざまな機能を十分に発揮するための区分であるゾーニングを定めております。
9	P17~18	第3章実行計画の目標と取組 2. 基本方針毎の取組 基本方針1 森林環境の整備・保全	(1) 森林管理・整備に関するインフラの整備	指標名 林道延長 目標 18,331mについて 林道整備の目標値については、その必然性が不明です。森林のゾーニングによって整備の仕方は異なるべきではないでしょうか。 更に、自伐型林業者の活動に必要な機械の導入・そのオペレーションスキルの向上など、具体的なアプローチについて計画されるべきです。	路網は、森林整備を行うための施設として必要と認識しており、地域からの要望(ご意見)も考慮しつつ、引き続き整備を検討していきます。林業者の活動へのアプローチは、基本方針3(2)の施策の進め方の参考とさせていただきます。
10	P19	第3章実行計画の目標と取組 2. 基本方針毎の取組 基本方針1 森林環境の整備・保全	(2) 森林整備推進に向けた理解促進 (3) 環境に配慮した ③ 施業方法	生態系に影響を与えづらい施業方法の情報収集や取組定着について述べられておりますが、前提条件として、ニセコ町の森林環境における生態系の調査・評価が必要と考えられます。	生物多様性については北海道や研究機関等で調査が進められており、これらの機関と連携を図りながら町内生態系の保全に努めて参ります。 ご意見は、今後の施策の進め方の参考とさせていただきます。
11	P21	第3章実行計画の目標と取組 2. 基本方針毎の取組 基本方針1 森林環境の整備・保全	(3) 町有林の整備 推進	町有林について、地域おこし協力隊を卒業する方々や、今後林業担当で募集する方々のフィールドとして、町有林の整備活用計画を至急策定すべきです。 加えて、指標名、指標がまったくこれに合っていないと感じます。	町では、専門家の意見を踏まえて森林経営計画を作成・認定しているとともに、基本方針1(3)では、町有林の施業方針の検討・検証を行うことにしており、基本方針5(2)でお示している森林づくりに関する会議などを活用し、情報共有していきたいと考えています。 また、募集を始めて数年の地域おこし協力隊に関しては、必要なスキルや研修の見極めを行いながら、町有地を可能な限り活用していきたいと考えています。

番号	ページ	箇所	ご意見の内容(要旨)	ご意見に対する町の考え方
12	P22	第3章実行計画の目標と取組 2. 基本方針毎の取組 基本方針2 森林資源の利活用	10年後の姿 「価値が高まったニセコ産材が利用されつつあります」について、森林の様々な生態系サービスを林業利用だけに矮小化していると考えます。	利活用可能な森林資源、その中でも木材利用に関する部分を指しており、森林すべてを資源として利活用することを考えていません。また、資源の利活用方法も木材のみに絞ることを想定しておりません。森林整備や管理が産業として成立することを目指し、ニセコ産材の価値を高め利用してもらうことをトライアルとして目標を設定しています。
13	P23~24	第3章実行計画の目標と取組 2. 基本方針毎の取組 基本方針2 森林資源の利活用	(1)森林資源の価値を高めるための情報収集 ニセコ町の森林は、かなり手入れが遅れてしまった広葉樹主体の森となっています。机上で考えるのではなく、現場の実情をよく把握し、施策方針を決めるべきだと思います。	基本方針1(1)及び(2)において、森林に関するデータ収集・整理を行うとともに、現地調査などにより林況情報を更新することにしています。町としましても、町有林の情報を可能な限り収集するように努めてまいります。現在、広葉樹の活用については研究機関や企業で利活用の知見が蓄積されており、これら研究機関との連携により検討を進めてまいります。
14	P25	第3章実行計画の目標と取組 2. 基本方針毎の取組 基本方針2 森林資源の利活用	(2)森林資源の最大限の有効活用 5年後の姿 「町産材が無駄なく使われています」 町内の森林資源を商業利用だけで限定することに反対します。(前述と同じ)	上記でも回答したとおり、森林資源をすべて商業利用はしません。現在、開発で伐採された木材が、破壊されている現状が一部であると伺っています。そういった木材も含め、可能な限り利活用できる環境を目指していきたく考えています。
15	P27-29	第3章実行計画の目標と取組 2. 基本方針毎の取組 基本方針3 事業者の育成	2021年度より町は希望する地域おこし協力隊に対して、自伐型林業の担い手研修も行なっています。3年間の実践研修を経て、一定のスキルを持った町内で自伐型林業を生業とし、高い関心で林業に関わりたい人が何人もいます。自伐型林業の担い手拡充として、地域おこし協働体制を活用し、絹丘町有地を活用して人材育成を行っている事実を記載してください。	ご意見に対する記載としては、P28「町はこれまで、地域おこし協力隊制度を活用し、町外から人材を受け入れ育成してきました」が該当すると考えられましたので、当該記載をもって対応させていただきます。
16	P27-29	第3章実行計画の目標と取組 2. 基本方針毎の取組 基本方針3 事業者の育成	意欲と能力を持った町内の育成人材を活用するための、町の支援が遅れており、自伐型林業の育成人材が希望する道に進めない状況もあるため、町としての具体的な行動計画をお示ください。	町では地域おこし協力隊制度を活用し、人材を育成するとともに、国や道による支援制度の活用サポートや人材確保や育成につながる支援の検討を行っていきたく考えています。
17	P27-29	第3章実行計画の目標と取組 2. 基本方針毎の取組 基本方針3 事業者の育成	自伐型林業や小規模林業に特化した導入機械を活用し、どのように具体的な展開を図っていくかの計画が記載されていない。機械を導入した経緯と具体的な今後の計画の両方を町民が理解できるように実行計画へ記載してください。	交付金により導入した機械については、地域おこし協力隊員への研修での活用のほか、希望する林業事業者へ貸付を考えています。具体的な今後の計画につきましては、昨年12月の株式会社ニセコ雪森舎の町民説明会で説明させていただきました。
18	P27-29	第3章実行計画の目標と取組 2. 基本方針毎の取組 基本方針3 事業者の育成	森林ビジョンp20より『多様な事業者の育成と事業環境の整備を進めていきます』とされていますが、町内で自伐型を生業とする目標を持った隊員に対し、彼らの事業環境の整備の具体的な実行計画が示されていません。自伐型林業を行う事業者も多様な事業者の一つとして、支援の対象であることは間違いないはずですが。	林業事業者への事業継続支援や林業事業者間の連携などを進めていきます。
19	P28	第3章実行計画の目標と取組 2. 基本方針毎の取組 基本方針3 事業者の育成	(1)多様な事業者の取組や魅力の発信 既に自伐型林業を法人・個人として実践されている方が複数います。これらの方々への支援や全体を機能させる推進体制がまず必要だと思います。指標の現状15名をどうスキルアップし、活躍の場を作っていくのか、指標にはそうしたことも書いていただきたいと思います。 更に、指標名、指標共に必然性が全く判りません。どのようなスキルの人が何人必要なかを定義すべきです。P29も同様です。	上記で回答したとおり、町には多様な形態での林業事業者が存在していることから、林業推進に資する活動を検討させて頂きます。人材育成に関しては、まずは基本的なスキルを学べる環境を整えていく予定となっています。地域おこし協力隊で活動してきた方が森林整備・管理を担う人材として就業することを見込み、町内の林業従事者が18名になることを目標としているところです。
20	P29	第3章実行計画の目標と取組 2. 基本方針毎の取組 基本方針3 事業者の育成	(2)林業事業者育成に係る環境整備 ここで言う林業事業者とはどのようなものでしょうか?地域おこし協力隊に対する活躍機会の提供等についてお聞きしたいです。 「必要に応じて国・道による支援制度活用のサポートや、人材確保や育成につながる支援策を検討します」と書いていますが、これから検討されるのでしょうか。	ここで記載しております林業事業者とは、本計画P3の注釈で説明している林業事業者を指しております。地域おこし協力隊員が希望する分野の活動に沿えるよう、林業事業者と協力して、研修機会を提供していきます。
21	P38	第5章実行計画の推進にむけて	この森林ビジョン実行計画のみならず、多くの計画が具体性を欠きます。具体的な施策策定とその後のPDCAを、透明性をもって討議する場の設定を求めます。 また、町民説明会などで出た意見は、町民憲章の大事な精神に則ったものです。是非真摯に反映いただくようお願い致します。	基本方針5(2)でお示ししている「森林づくりに関する会議」を定期的で開催することにしており、取組内容の確認や改善を行うことしております。また、説明会での意見は、可能な限り反映していきたく考えています。